

## 南北海道定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

## (設置)

第1条 渡島・檜山における定住自立圏形成協定（以下「協定」という。）により形成された圏域全体を対象として、圏域の将来像や協定に基づき推進する具体的な取組などを記載する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に関して、関係者の意見を幅広く反映させるため、南北海道定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンの策定または変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 懇談会は概ね12人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 協定の取組に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (座長等)

第5条 懇談会に、座長および副座長を各1名置く。

2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明または意見を求めることができる。

## (事務局)

第7条 懇談会の事務局は、函館市企画部国際・地域交流課に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定められるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。